

第 66 回  
三木市都市計画審議会

議 事 錄  
(公 開 用)

令和 8 年 1 月 15 日開催

## 第 66 回三木市都市計画審議会議事録

- 1 日時・場所 令和 8 年 1 月 15 日(木)10:00～12:30  
市役所 4 階 特別会議室
- 2 出席者 〈委員 17 名〉  
飯塚之利委員、石田正治委員、岩崎正勝委員、  
大原義弘委員、岡島拓哉委員、岡田紹宏委員、  
岡本憲幸委員(代)、川北健雄委員、坂本文委員、  
住友聰一委員、田村正敏委員、内藤博史委員、  
長野真紀委員、板東聖悟委員、水島あかね委員、  
三村広昭委員、鷺尾孝司委員  
〈幹事 6 名〉  
赤松宏朗総合政策部長、降松俊基市民生活部長、  
山城千明健康福祉部長、荒池洋至産業振興部長、  
友定久都市整備部長、錦昇上下水道部長  
〈事務局 9 名〉  
合田仁副市長、前田和久課長、青澤百華係長、  
山田佳苗主任、近澤翔太主任、石川孔明課長、  
猪口亘係長、砂川耕一郎課長、中川友子係長
- 3 公開・非公開 公開
- 4 議題
- ① 諒問・答申事項
- (1) 「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について
- (2) 東播都市計画都市再開発方針等の変更について

- (3) 東播都市計画区域区分の変更について
- (4) 開発指定区域の指定の変更について

## ② 説明事項

- (1) 三木市都市計画マスターplanの見直しについて
- (2) 三木市土地利用基本計画の見直しについて
- (3) 東播都市計画ごみ焼却場の変更について
- (4) 東播都市計画下水道の変更について
- (5) 今後のスケジュールについて

5 傍聴人の数 0人

6 開会 前田課長

7 あいさつ 友定都市整備部長

8 質問・答申事項(①東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について②東播都市計画都市再開発方針等の変更について③東播都市計画区域区分の変更について)

よろしくお願いします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

質問・答申事項である丸1から丸3までを続けて説明させていただきます。

資料の前につけさせていただいております「質問・答申事項について」にも記載させていただきましたが今回が、都市計画審議会への質問になりますことから、前回の審議会から変更はありませんので、参考資料丸1から丸3として都市計画案を一式付けておりますが、資料丸1から資料丸3を用いて概要のみを説明させていただきます。

はじめに、丸1「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域

の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について説明させていただきます。

こちらは、前回の審議会において播磨東部地域都市計画区域マスター プランとして説明したものになります。

インデックスの資料丸 1、1 ページをご覧ください。

前のスクリーンにも同じものを映しますので、見えやすい方でご覧ください。

市長から当審議会への諮問書になります。

2 ページをご覧ください。

原案の概要をまとめたものになります。

右上に対象区域が図示されていますが、線引き都市計画区域の東播 都市計画区域や非線引き都市計画区域の吉川都市計画区域に加えて、 都市計画区域外も含まれています。

目標年次は、県政の基本方針である「ひょうごビジョン 2050」の展望年 次である令和 32 年の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和 12 年と しています。

地域の魅力・強みは、県内有数の水田農業地域や発達した交通網、 匠の技術が生きるものづくり産業や多様な公園とスポーツ環境とされ、三 木市に関することとして、酒米山田錦の生産地であることや、高速道路の 結節点として交通利便性が高いこと、地場産業が盛んであることや高速 道路網を背景に産業団地が形成されていること、また、多彩な公園施設 が整備されていることや、ゴルフ場が多数立地していることなどが記載さ れています。

また、地域の課題は、土地利用、交通インフラ、水害のリスク、地場産業 の継承に整理され、土地利用に関する課題では、都市機能の維持・集積 やアクセスの確保、市街化調整区域では、地域の活力維持に資する柔軟 な土地利用が求められている。とされています。

目指すべき都市構造は、神戸市中心部や姫路市中心部との役割分担 のもと、各拠点で、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積、地域内 外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完を図ることが示 されています。

三木市につきましては、神戸電鉄三木駅周辺が地域拠点と定められて いるほか、国道 175 号や山陽自動車道、中国自動車道が広域連携軸と して位置づけられています。

都市づくりの重点テーマは、都市機能の充実と交通ネットワークの維

持・強化、農との健全な調和、伝統と次世代の産業の推進、集落の地域コミュニティ維持としています。

都市づくりに関する方針は、土地利用に関する方針、都市施設に関する方針、市街地整備に関する方針、防災に関する方針、環境共生に関する方針、景観形成に関する方針、地域の活性化に関する方針として分野別に示すことで、計画の実現を目指します。

次に、東播都市計画都市再開発方針等の変更について説明いたします。

インデックスの丸2、1ページをご覧ください。

市長から当審議会への諮問書になります。

東播都市計画都市再開発方針等としましては、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針があります。三木市につきましては、防災街区整備方針にのみ記載がありますが、この度は、諮問となりますので、それぞれの方針がどのような制度であるか、簡単に説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

東播都市計画都市再開発の方針は、市街化区域内にある、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために定めるものです。

3ページをご覧ください。

東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給を促進するために定めるものです。

4ページをご覧ください。

東播都市計画防災街区整備方針は、市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るために定めるもので、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を防災再開発促進地区、それに次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める必要がある区域を課題地域としており、三木市はこれらの防災街区課題地域に指定されています。指定内容に変更はありません。

資料は5ページです。

指定されている区域の位置図になります。市役所の北西、三木駅の南東に位置する旧の市街地が課題地域に指定されています。

資料は6ページです。

各地区の整備方針を示しています。区域が二つに分かれていますが、

整備方針は同じ内容になっています。

古いまちなみなどの歴史的資源の保存と防災対策の両立を図ることや啓発活動、消火栓設置、防災資機材の整備、住まいの簡易耐震診断の実施や、住宅耐震改修工事への助成、空き家対策の推進、密集市街地におけるローカルルールの策定を挙げており、順次できることから進めているところです。

次に、東播都市計画区域区分の変更について説明いたします。

インデックスの丸3、1ページをご覧ください。

市長から当審議会への諮問書になります。

三木市について変更はありませんが、概要を説明いたします。

2ページをご覧ください。

変更概要図です。この度は、加西市が市街化区域と市街化調整区域の区分を廃止する予定であることから、加西市的一部に斜線が入っています。

3ページをご覧ください。

小野市役所、南東の一部が市街化区域に編入されます。

4ページをご覧ください。

加東市の中学校を含む区域が市街化区域に編入されます。

5ページをご覧ください。

丸1から丸3についての見直しのスケジュールです。

11月25日から12月9日まで県及び市において縦覧を行いましたが、意見はありませんでした。

この度、当審議会で答申をいただきましたら、2月に予定されております県の都市計画審議会で審議され、国の同意協議の後に決定・告示となる予定です。

以上で、諮問・答申事項の丸1から丸3についての説明を終わります。ありがとうございました。

## 8.1 諒問・答申

〔会長〕

事務局が説明しました第1から第3号議案について、異存がないということで市長に答申してよろしいでしょうか。

〔委員〕

異議なし。

〔会長〕

ではご異議がないものと認めますので、市長からの当審議会への  
諮問に対して当審議会として異存はないとして、市長へ答申をいたします。

## 9 諒問・答申事項(④開発指定区域の指定の変更について)

開発指定区域の指定の変更について説明させていただきます。

お手元の資料は、インデックスの丸 4 になります。

資料は 1 ページです。

市長から当審議会への諮問書になります。

前回の審議会から内容の変更はありませんが、この度は諮問となります  
ので、指定図書となる資料を使って簡単に説明させていただきます。

開発指定区域とは、厳しい建築制限がかかっている市街化調整区域に  
おいて、建築制限の一部を緩和する制度で、この度は、環境の保全上支  
障があると認められる予定建築物等の用途として、第 1 種低層住居専用  
地域に建築できるもののうち、共同住宅、寄宿舎又は下宿を除いた用途  
の建築を可能にします。

資料 3 ページは位置図です。

丸の中の区域のうち、赤枠で囲われているところが既に指定区域となっ  
ており、赤く塗られた部分が、この度指定する区域となります。

資料は 4 ページが現在の区域を示しております。資料は 5 ページが変  
更後の区域図になります。

資料 6 ページは指定変更のスケジュールです。

前回の当審議会後、11 月 27 日に県の開発審査会で事前協議を行  
いましたが、指定に関する否定的な意見はありませんでした。

また、12 月 12 日から 25 日まで、県及び市において案の縦覧を行うにあ  
たり、縦覧を行う旨、地域で回覧を行いましたが、意見書の提出はありま  
せんでした。

この度、当審議会で答申をいただきましたら、2 月に予定しております  
県の開発審査会にて審議され、令和 8 年 3 月に指定の告示となる予定で  
す。

以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。

### 9.1 諒問・答申

〔会長〕

事務局が説明しました第4号議案について、異存がないということ  
で市長に答申してよろしいでしょうか。

〔委員〕

異議なし。

〔会長〕

ではご異議がないものと認めますので、市長からの当審議会への  
諮問に対して当審議会として異存はないとして、市長へ答申をいたし  
ます。

## 10 説明事項(三木市都市計画マスタープランの見直しについて)

三木市都市計画マスタープランの見直しについて、恐れ入りますが、座  
って説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

資料は、事前にお配りしているインデックス資料丸5です。

前のスクリーンに表示してご説明しますので、見やすい方をご覧ください。

本日、まずは進捗内容についてご説明させていただきまして、後ほど、  
事前にいただきました質問・ご意見への回答をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

はじめに、今回の報告内容についてです。

現況整理として、人口や土地利用などといった市の現状と、社会情勢、上  
位計画や関連計画、そして先月末にお送りさせていただきました市民ア  
ンケート調査の結果も踏まえ、課題や、見直しにおける重点ポイントを整  
理しました。

また、前回の審議会において、全体構想の完了後に地域別構想に着手  
するという工程についてご指摘を頂いたので、全体構想と地域別構想を相  
関させながら作成する工程へ変更を行っております。また、現行計画の評  
価についてもご意見を頂いておりましたが、こちらについては次の審議会で各  
方針を説明する際に合わせてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

社会動向と上位計画について、ご説明します。

市の最上位計画である総合計画に示しているとおり、「誇りを持って暮  
らせるまち三木、チーム三木(市民・議会・企業・団体・行政)による協働の  
まちづくり」をまちの将来像に掲げてまちづくりを進めており、都市計画マ  
スタープランにおいても、現行計画から引き続き、この将来像を踏襲いた

します。

また、現行の都市計画マスタープランは平成 31 年に策定されましたが、その後、新型コロナウイルス感染症の流行、デジタル化の進展など、社会情勢と共に人々の生活スタイルや価値観も大きく変化しました。

このような変化を受け、総合計画にも時代の認識として示しております「少子高齢化と人口減少社会への対応」「安全・安心への関心の高まり」「情報化の進展」「国際社会のなかでの雇用・経済」「価値観が多様化する社会」「人とのつながり地域コミュニティ」、これら 6 つの視点を踏まえた見直しを進める必要があります。

3 ページをご覧ください。

都市計画における上位計画である、先程の諮問・答申事項にもありました播磨東部地域都市計画区域マスタープランにおいては、都市づくりの重点テーマを、「都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化」「「農」との健全な調和」「伝統と次世代の産業の推進」「集落の地域コミュニティ維持」としています。

市の都市計画マスタープランにおいても、これら 4 つの重点テーマに即する必要があります。

4 ページをご覧ください。

ここまでご説明した、本市のまちの将来像、社会情勢の変化、県による都市づくりの重点テーマと、本市の現状や市民アンケート調査結果を踏まえ、見直しにおける 8 つの重点ポイントとそれぞれの課題をまとめております。

現行計画から引き続き課題としているものについては白丸、この度新たな課題として位置づけているものについては、二重丸でお示ししています。

重点ポイント丸 1 から順番にご説明します。

1 つ目は「安全・安心な暮らしの確保」です。

現状として、住宅地や駅周辺といった住宅地でも災害リスクの高い地域が存在します。また、十分な道路幅員がなく、古い木造住宅が密集した防災上の課題のある地域も存在します。更に、高度成長期に整備したインフラ施設の老朽化が進んでおり、計画的な補修・更新が必要なこと、倒壊や防犯上の問題に繋がる空き家が増加しているなどといった現状と、市民アンケートにおいても安全性に関する重要度や問題意識が高く、様々な取組が望まれている結果となったことから、「安全・安心な暮らしの確保」は、現行計画と同様に重要なポイントです。

これまで様々な取組を行ってまいりましたが、引き続き、防災・減災へ

の対策、日常生活における安全性の確保、インフラ施設の適切な維持・更新などが課題です。

2つ目は「地域資源の保全と活用」です。

本市には、豊かな自然環境や歴史的なまちなみ、地場産業など様々な地域資源がありますが、農業や地場産業においては担い手不足といった問題があります。また、耕作面積が減少し、増加する空き家の中でも用途の定まっていない空き家が特に多いという現状があります。

アンケートの中では、資源の保全・活用について積極的なご意見や、担い手のいない耕作放棄地が増えていることへの問題意識がとても高い地区もありました。

多様な地域資源を保全・活用し、地域の魅力向上によって交流人口を拡大することや、地場産業の振興、また、耕作放棄地や空き家の利活用を課題としています。

3つ目は「産業立地ニーズへの柔軟な対応」です。

市の現状として、工業分野における市内の製造品出荷額や事務所数が増加傾向です。また、本市には優れた高速道路網が形成されており、広域アクセスの更なる向上が見込まれることや、ひょうご情報公園都市第2期の整備について公民連携で進めているところですが、アンケート調査においては、10から30歳代を中心に、働く場所がないことを理由に転居・転出する、したいという回答が多くありました。

これらのことから、新たな産業団地の整備を促進し、産業用地としてニーズが高いインターチェンジ周辺における計画的な産業拠点の形成が課題です。

4つ目は、「持続可能なまちの形成」です。

本市では、令和7年4月に公表した立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導、また、生活サービス施設の立地が少ない地域における移動販売、送迎車運行などの取組、財政健全化に向けた取組など、人口減少社会に対応する取組を進めています。その他、郊外部の人口減少率が市全体を上回っていることや、外国人住民が増加傾向であるといった現状があります。

アンケート調査では、居住地区の土地利用について、空き家や空き地の増加や、店舗などの日常サービス施設の不足、手入れが行われていない自然環境が増えていることへの問題意識が高く、転居転出する、したい理由では、目的地までの移動に時間がかかることの他、商業や医療のサービスが充実していないことを挙げる方が多くいました。

また、農業や地場産業の後継者や自治会活動の担い手不足や、多文

化共生に関するご意見が複数ありました。

これらのことから、引き続き、市内の各拠点や近隣自治体との機能補完や連携、公共交通ネットワークの強化や、人材不足への対応、厳しい財政状況が予測される中での、公共施設やインフラ施設の老朽化への対応、そして多文化共生社会の実現が新たな課題です。

続いて5ページです。

5つ目の重点ポイントは、「市街地の低密度化の抑制」です。市の現状としては、先ほどもお示しましたが、立地適正化計画を策定し、居住や都市機能の誘導について方針を示しています。また、市街地においても空き家が増加傾向であることの他、人口減少もみられ、大規模戸建て住宅団地においても高齢化が進行している中、青山7丁目では公民連携による団地再生事業に取り組んでいます。

アンケートでは、増加する空き家・空き地への問題意識が特に高く、これらを子育てや介護施設、住替えや高齢者向けのシェアハウスとしての活用が望まれています。

これらのことから、大規模住宅団地における住替えの促進や、立地適正化計画に基づく居住や都市機能の誘導の促進といった新たな課題と、大規模住宅団地におけるコミュニティ活動の場や移動手段を確保すること、そして無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地を形成することが継続した課題です。

6つ目は、「まちづくりと連携した公共交通ネットワークの維持・確保」です。

市の現状として、鉄道利用者が減少傾向にありますが、路線バスに加えて地域ふれあいバスが運行されており、交通空白地帯の解消のためにデマンド型交通を導入しています。また、自転車の活用を推進する三木市自転車活用推進計画に基づいた取組を進めています。

アンケートでは、鉄道やバスが連携した公共交通が利用しやすいまちづくりが求められており、移動手段としての歩行や自転車利用のしやすい環境整備についての意見が複数ありました。

これらのことから、引き続き、利便性の高い公共交通網を実現することや各地域の拠点を結ぶ公共交通ネットワークの維持・確保、交通結節機能の向上を課題とする他、新たに、コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援や、地域の状況に応じた移動手段の確保、公共交通の利用促進につながるあらゆる移動手段との連携強化が課題です。

7つ目は、「公共施設の適切な維持管理」です。

市の現状としては、公共施設等総合管理計画及び再配置計画に基づ

いた取組を進めていますが、多くの施設は今後一斉に老朽化し、維持管理・更新費の急増が懸念されています。

アンケートでは、公園・緑地などの市民の憩いの場や自然とふれ合う場づくりにおける取組において、災害時の避難地となる公園の整備や、既存の遊具や植樹の維持・管理、健康遊具や子供用遊具が設置された多世代が交流できる公園の整備が望まれていました。

これらのことから、引き続き、都市施設を含めた公共施設の適切な維持管理を計画的に行うことによる財政負担の軽減と、長期未着手の都市施設の見直しを課題とする他、公共施設の多面的な利活用の促進と、適正規模・適正配置の推進が新たな課題です。

8つ目は、「脱炭素型への転換と自然との共生」です。

本市は、ゼロカーボンシティを目指すことを表明しており、環境総合計画に基づいた取組を進めています。また、農家戸数と耕地面積が年々減少傾向にあります。

アンケートでは、市の魅力や誇れるものの中で豊かな自然環境との回答が多く、環境にやさしいまちづくりにおける取組では、「周辺環境との調和した道路や河川などの整備」「ごみの減量化・再資源化の促進」「省エネルギーやクリーンエネルギー対策への取り組み」が望まれていました。また、先述しましたとおり、移動手段としての徒歩や自転車利用のしやすい環境整備についての意見を頂いています。

これらのことから、引き続き、豊かな自然環境や農地の保全、防災・減災にもつながる緑地の維持・確保、車に頼りすぎない公共交通の利用促進による脱炭素化の推進や、エネルギーの有効活用等に関する取組の推進を課題とする他、コンパクトな都市構造の形成や、住宅・建築物の脱炭素化の促進、「農」と調和した計画的な土地利用の誘導が新たな課題です。

以上、8つの重点ポイントとそれにおける課題を基に、今後、目標や各分野における方針を定めていきます。

次に6ページです。

ここからは、地域別構想に関する進捗報告です。

地域別構想においては、本市のこれまでの成り立ちをはじめ、地域特性、都市の構造やコミュニティのつながりなどを踏まえて、市立公民館を基本単位とする10地域別に、地域の課題に応じた取組方針を示します。この度は、地域別構想を定めるにあたり基本の情報となる、地域ごとの年齢3区分の人口推計についてご説明します。

はじめに、グラフの見方について説明します。

令和2年までは実績値、令和7年以降は推計値です。

年齢は、65歳以上の老人人口、15歳から64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口に3区分しています。

棒グラフの色は上から、青紫色は老人人口、黄色は生産年齢人口、緑色は年少人口を示しています。

棒グラフの一番上に大きく示している数字は、地区内の合計人口です。

折れ線グラフは、各年齢層の人口割合を示しています。実線は、地区人口に占める割合、点線は、市全体における各年齢層の人口割合を示しており、点線は全地区で同じものとなります。

棒グラフと同じく、青紫色は老人人口割合、黄色は生産年齢人口割合、緑色は年少人口割合を示しています。

まずは三木地区です。

人口推計における大きな特徴として、生産年齢人口は減少傾向ですが、2050年時点でも地区人口に占める割合は3区分のうち一番多く、10地区の中でも最も高く推移する見込みで、老人人口を上回っています。

続いて7ページ、三木南地区です。

人口推計における特徴として、2015年頃までは年少人口の割合が他地区と比べて高く、生産年齢人口割合も2030年頃までは上昇傾向にありますが、以降急激に下降し、2030年頃から年少人口割合は約1割でほぼ横這いで推移する見込みです。

続いて8ページ、別所地区です。

人口推計における特徴として、市全体の3区分割合の推移に対して、生産年齢人口割合と年少人口割合が高い傾向にあり、老人人口割合も低く推移します。2025年頃から年少人口割合は約1割でほぼ横這いで推移する見込みです。

続いて9ページ、志染地区です。

人口推計における特徴は、2035年頃に老人人口が生産年齢人口を上回って3区分の中で最も多くなり、このまま2050年まで推移する見込みです。生産年齢人口割合は2040年頃以降ほぼ横這いで推移し、年少人口については、市全体の年少人口割合を下回って1割未満で推移する見込みです。

続いて10ページ、細川地区です。

人口推計における特徴は、10地区の中で最も早く、2025年頃には老人人口が生産年齢人口を上回り、2030年頃には地区人口に占める老人人口が半数を超える見込みです。以降、老人人口割合が高い位置で推

移しますが、2040 年頃以降は、老人人口割合と生産年齢人口割合はほぼ平行で推移する見込みです。

続いて 11 ページ、口吉川地区です。

人口推計における特徴は、2035 年頃に老人人口が生産年齢人口を上回り、以降そのまま推移し、地区人口に占める年少人口の割合が 10 地区の中で最も低く、1 割未満のまま推移する見込みです。

続いて 12 ページ、緑が丘地区です。

人口推計における特徴は、同じ大規模住宅団地である自由が丘地区、青山地区と比較して、現時点では老人人口割合が最も高いですが、2035 年頃までは緩やかに減少する見込みです。

生産年齢人口の割合は 2035 年頃までは上昇傾向にあり、年少人口割合については、10 地区の中で、唯一 2050 年時点で 1 割を上回る見込みです。

続いて 13 ページ、自由が丘地区です。

人口推計における特徴は、地区人口に占める 3 区分の割合が全て、市全体の割合とほぼ同様に推移する見込みです。

2050 年頃には老人人口割合が生産年齢人口の割合を上回る見込みです。2025 年頃以降、年少人口割合は 1 割近い横這いで推移する見込みです。

続いて 14 ページ、青山地区です。

人口推計における特徴は、地区全体の人口は他地区と同様に減少していく中、2040 年頃までは老人人口は増加し、2050 年頃には生産年齢人口とほぼ同数となる見込みです。2035 年頃以降は、自由が丘地区と同じくすべての区分において、市全体の割合とほぼ同様に推移しますが、年少人口割合については市全体の割合を下回り緩やかに減少する見込みです。

最後に 15 ページ、吉川地区です。

人口推計における特徴は、2035 年頃には老人人口が生産人口を上回り、2040 年頃には老人人口が地区人口の半数を占めて推移する見込みです。生産年齢人口の割合は、2040 年頃以降ほぼ横這いで推移し、年少人口割合は、市全体の割合を下回って推移し、緩やかに減少する見込みです。

以上、10 地区の人口推計をお示しました。

これらの内容や、地区毎のアンケート結果などといった地区の基本的な情報、今後行う地域別意見交換会における地域の意見などを整理し、地域別構想として地区別の方針を定めていきます。

最後に、今後の予定について、16 ページをご覧ください。  
令和 8 年 4 月から 5 月頃には、先程お示した 10 地区それぞれで意見交換会を行い、7 月頃を予定している次回の本審議会では、進捗報告を行う予定です。

11 月頃を予定している来年度 2 回目の本審議会では、素案のご報告を行い、12 月頃にパブリックコメントの実施、令和 9 年 3 月頃には本審議会にて諮問させていただき、4 月に新しい三木市都市計画マスタープランを公表する予定です。

以上、三木市都市計画マスタープランの見直しについての説明を終わります。

ここで、お手元の資料にはございませんが、事前にいただきましたご意見・ご質問の中で、本計画と、立地適正化計画、土地利用基本計画の策定手順についてと、4 ページ、5 ページの「都市計画マスタープランの見直しにおける重点ポイント」に関する内容への回答をさせていただきます。

まずは 1 つ目、三木市都市計画マスタープランは、三木市の都市計画の基本方針を示すものですが、マスタープランの策定時期は令和 9 年 3 月とする一方、既に昨年 3 月には立地適正化計画が策定され、今回見直しがされている土地利用基本計画は、本年 8 月策定予定です。東播都市計画区域以外の地域が市域の半分以上を占め、また、市内 10 地区での意見交換も予定していますが、東播都市計画区域では、結果的に下位計画の策定が先行し、マスタープランのかなりの部分はそれらをまとめた形になると思われ、計画の策定手順として問題はないのか、とのご質問でした。

まず、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされ、現行の都市計画マスタープランにある拠点の形成と機能分担、その拠点を公共交通でつなぐことにより、地域連携型構造の構築を図るという考え方に基づいて策定しています。この度、社会情勢の変化等から都市計画マスタープランを見直しますので、立地適正化計画の内容については、新たな都市計画マスタープランに反映することになります。次に、土地利用基本計画は、本市においては、東播都市計画区域の市街化調整区域において策定するものとなっており、市街化調整区域の土地利用計画図を都市計画マスタープランに反映することにより、市街化調整区域における地区計画制度等を活用できるようになるため、都市計画マスタープランと合わせて見直し作業を進めています。

続いて、4 ページ、5 ページの「都市計画マスタープランの見直しにお

ける重点ポイント」に移ります。

重点ポイント丸 1 の課題にある「緊急輸送体制の確保」とは何を指すのか。災害時の緊急輸送か、あるいは通常の救急体制など、少し具体的に示す方がよいのではないか。継続課題であるがアンケートにそのような設問もなく、何が課題なのか分からぬ。というご意見をいただいております。

アンケートにおいては、「災害時の避難所や避難路の確保」や「避難地や避難経路の確保・整備」が望まれているため、災害時の緊急輸送体制の確保と変更します。

続いて 2 つ目、重点ポイント丸 3「産業立地ニーズへの柔軟な対応」について、継続課題として、新たな産業団地整備の促進、計画的な産業拠点の形成とあるが、ひょうご情報公園都市第 2 期工区以外に具体的な計画があるのか。土地利用基本計画の見直し案の中で、産業立地ニーズへの柔軟な対応が示されているが、新聞報道では北播各市で産業団地の整備が進んでおり、特に小野市では新たな産業団地の計画があると報じられている。働く場・雇用の確保は地域活性化の重要な要素であり、三木市においても周辺環境との調和を図りつつ、計画的に整備を進めていく必要があると考えるが、ひょうご情報公園都市第 2 期工区の動きもあまり見えない中、何らかの方向性が示されるのか期待したい。というご意見への回答です。

まず、ひょうご情報公園都市第 2 期工区以外に、具体的な産業団地の計画は現時点ではありません。

ひょうご情報公園都市第 2 期については、令和 6 年に県が実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、公民連携(県・市・民間)による産業団地化を進めることとし、兵庫県企業庁と三木市は、令和 7 年 3 月に、改めて、整備に関する基本合意書を締結しています。現在は、県と市の役割分担について協議を進めているところです。

市街化調整区域での産業用地の確保については、優れた道路網を生かした産業立地を計画的に誘導できるよう、土地利用基本計画を見直すなど準備をしているところです。

最後に 3 つ目、重点ポイント丸 7 公共施設の適切な維持管理について、継続課題として、長期未着手の都市施設の見直しとあるが、具体的には何を指しているのか。上下水道、公園など建物以外の施設を指すのか、過去の整備計画を指すのか。三木市では、公共施設等の全体的な見直しを行ったと受け止めていたが、見直しは、既存建物の見直し、再配置にとどまっているのか。というご意見への回答です。

三木市で定める都市施設は、道路、公園、緑地、公共下水道、ごみ焼却場、火葬場、し尿処理場があります。このうち、ごみ焼却場、火葬場、し尿処理場は整備済み、公園や下水道につきましては概ね整備済みとなっていますが、道路については整備率が約 75% にとどまっています。

人口減少社会において、どの程度必要であるかなど、未整備の都市施設について、見直しを行う必要があると考えています。

以上です。ありがとうございました。

### 10.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

#### [委員]

都市計画マスタープラン見直しにおける重要ポイントの 5 ページになりますが、5 番目のところに青山 7 丁目の話があって、丸 7 のところに公共施設の適切な維持管理とあります。

この中で、1 つは既存の公園の遊具や植樹などの維持管理というようなところがあって、恐らくこのご意見というのは、公園などの管理が、現時点ではなかなかうまくいっていないのではないかというご意見なのかなと思います。

そういうことに対して、適正規模にするということになるのかなと思うのですけれども、1 つは、適正規模にすればその植樹管理が本当にできるのかなというところが少し疑問に思っております。

それと、その後に、多世代交流ができる公園の整備とあります。

今、三木市ではこの「多世代交流」という文言が流行っているよう思うのですけれども、実際に「多世代交流」とはどういうものなのかということ、もう少し議論なされる必要があるのではないかと思っております。

というのは、今の大きな公園で言うと、みきっこランドのところで、多世代交流ができる施設を、ということで作られたと思うのですけれども、そういった中で高齢者が使える遊具というか、健康器具も設置されています。

ですが、実際にそれを使われている方がどれだけいらっしゃるのか、それが交流、多世代が交流するということになっているのか、というところについて、少し疑問を感じております。

確かに、高齢者がお孫さんを連れておられるのは交流になっていると思うのですけれども、それが本当に多世代交流なのかというところで言うと、もう少し、どういう形の多世代交流を目指しているところなのかというところ、ここについては、言葉ではなくてこういう姿だ

よねというのをしっかりとビジョンとして持つ必要があるのではないかと思っております。以上 2 点です。

#### [事務局]

公園についてのご意見、植樹の適正な管理等、こちらにつきましては、やはり課題として感じております。三木市は公園が 100 以上ある中で、日々の維持管理につきましては各自治会にお願いしている部分もあります。でも、なかなか自治会だけでは難しい部分がありますので、そこは今後どのようにしていくべきか、というところは考えていく必要があるのですけれども、行政だけでなく、市民の方々のお力も借りてやっていきたいという考えがございます。

適正規模につきましても、人口が増えていった中で、現在、公園が 100 以上ありますが、場合によっては、公園の集約というところも今後考えていかないといけないのかなと考えております。公園には、子供の遊び場、運動する場というだけでなく、防災の拠点となるなど、色々な要素が含まれていると思いますので、そこにつきましては、今後どのようなストックとしての効果があるのかについても検証していく中で、委員のおっしゃっていただいたご意見につきましても、参考にさせていただきながら、どのように利用していくかというところは、今後見直しの中でしっかりと検討して参りますので、よろしくお願ひします。

### 10.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

#### [委員]

4 ページについて、皆さま方の質問事項と一部重なるかもしれませんけれども、まず安全安心な暮らしの確保の中でも、空き家云々というのは、住民にとっては、防災とともに、防犯の問題は必ず自治会の中で出てきます。

空き家と共に空き地の管理、維持管理の問題、こういったものもこの中で、解決策をお願いしたいと思います。

それから、全体的には、重点ポイントということは分かるのですけれども、その次をぜひ明示をお願いしたいというものの中で、2 番目、地域資源の保全と確保。丸の 2 つ目、古いまち並みなど歴史的な資源の保全と活用ということで、これは必ず三木城址、それから商店街、そういうものを今後、どう絵を描いていくかというのは、色々な会でも出ていると思うのですけれども、残念ながらそこから次のステップというのは、ほとんど示しておられません。

それから、地場産業の振興とこれを生かした観光の振興ということ

で、三木金物の特徴、技術を生かした商品の開発等々、今後も民間と共に進めていったら、もっと広がっていくのではないかなど。残念ながら三木のホームセンター等で、地場の金物は、残念ながら三木のものはまだ出てきません。それは流通の問題なのか、商品そのものの問題なのか。色々なことがあろうかと思いますけれども、ぜひそういった部分の中でも、次のステップを業界の方と実施していただけたらと思います。

それから 3 番目に産業立地ニーズ。今も質問がありましたように、ひょうご情報公園都市 2 期というのはまだ全然ないということで、サウンドディングに基づく云々ということなのですけれども、県のホームページを見ても、数社がある程度、三木の産業団地について、職種を増やすような情報がありました。

100ha ぐらいの絵をどのように描くのかわかりませんけれども、具体的な新築される企業があつてはじめて、都市計画があつてくると思うのです。例えば工業専用地域にするのか、工業地域にするのか、準工業地域にするのか、まして、高速道路に近いところですから、そこがもし振動が激しいところであれば、精密機械というのはなかなか出てこないと思います。

そのような中で、企業のリサーチをやっていただいて、ぜひ、どのような企業であれば兵庫のこの三木に出てきてくれるのかという。そこがあれば、恐らく絵を描いていくことができるのではないかなと思います。ぜひそういう部分を次のステップとしてお願いしたいなと思います。

それから 4 つ目、持続可能なまちの形成の中で、自治会などの担い手不足です。

富山の研究事例の中で、自治会活動そのものがボランティアという認識でいいのかという、そのような発想が研究事例がありました。活動していることは、市と相対する、市の行政と相対することです。

ぜひ、それを参考にしていただいて、自治会活動の担い手云々というのはどういうところに起因しているのかどうか。そういった部分も一緒にになって考えていくべきだと思います。

それから、6 ページからずっと説明いただいている地域の数字なのですけれども、統計的にはこういった数字になるのだと思うのですけれども、そこには予見が入っておりませんよね。ひょうご情報公園都市がどうなるか、これによって人口増大、これは統計データ的にはこういうことだと思うのですけれども、ぜひまた教えていただきたいのが、

一番直近でありました小野市の産業団地は、全て完売したと聞いています。そこでの人口動態がどうなっているのか。

それから、よく出てくる加西市。加西市のインターチェンジの前に大きな産業団地がありますけれども、そこに来ていただいた企業によってどれだけの人口動態が、統計データと実際とは差があるのかどうかという部分を出していただければ、この数字そのものが、もう少し活きた数字になっていくのではないかなと思います。

たくさん申し上げましたけれども、よろしくお願ひします。

〔事務局〕

ご意見たくさんありがとうございました。

まず、見直しにおける重点ポイントの方でいただいたご意見につきましては、今後、具体的に方針などを各分野別で定めていくにあたって、各分野の所管課と調整をしながら細かく決めていくことになります。その際には、一定ビジョンであるとか、そういったところについても描いたものをお示しできればなと思います。一つずつ具体的に今申し上げることは難しいのですけれども、例えば、最初の防犯のことですと、空き家・空き地のことには限らず、防犯に関する分野ももちろん「安心・安全な暮らしの確保」というポイントの中に含まれますので、そういった視点で、しっかりビジョンを見定めていって、尚且つ都市計画の中でいえることを書かせていただきたいと思います。

産業団地の人口動態を他市のものを参考にしてはどうか、というご意見なのですけれども、こちらにつきましても、現在のところはまだ、そういった参考資料を用意できておりませんので、ご意見を参考にさせて頂きまして、資料を集めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〔委員〕

よろしくお願ひします。

### 10.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔会長〕

いくつかお伺いしたいのですが、まず一つ目、先程ご意見がありました丸2のところなのですが、文言として、例えば三木城址ですか、古いまちなみ、建造物といったような文言を具体的に入れてみるということがもし可能ならお願ひします。多世代交流なども、全国的に流行っている言葉をそのまま当てはめるよりも、三木市独自で抱えている課題がもう少し具体的に示されるようなことも検討いただければと思

います。

2つ目、丸3のところで、今少し話が出ましたけれども、もちろん産業団地等の整備で企業誘致というところも大事だとは思うのですけれども、一つの大きな企業に依存するという形で考えていくと、その企業が出て行ったら大変なことになります。これと両輪で、地場産業であったり、個人だったり、若者が起業できるなど、継続的に個人がそこで働くという環境整備が必要だと思います。

アンケート等を読ませていただきますと、カフェとか、雑貨屋が欲しいとか、それも色々なご意見があるでしょうけれども、大手のショッピングセンターなどに入っているようなものではなく、空き家などをうまく活用して、そこで若者が起業できて、というようなところを支援するようなイメージがあつてもいいのではないかと思います。古い空き家の活用という言葉が、たくさん書かれていますけれども、やはり三木として持っている資源の活用というところに繋がるような文言が、この辺りに入ってきてもいいのではないかなと思います。

子育て世代の話というのも少し出していましたが、アンケート調査でも、若者からではそういった言葉もキーワードとして出てくるので、課題のところで、具体的に子育てという言葉を入れてもいいのではないかなと思いました。

また、都市政策に絡むのかわからない部分でもあるのですが、SNS、インターネット、ホームページの活用といった言葉がキーワードとして挙がっています。AIなども言葉としては結構できている時代にはなってきていますので、人材不足など、そういうところと絡めて、現在の最先端の技術も少しは導入していくような方向性に今後繋がっていくような文言も、どこかに入ってもいいのではないかなと思いました。

少し多いのですけれども、特に人口推計に関して、読み取った言葉が書いてあるのですけれども、もう少し地域の特性が分かるような文言を入れるなど、プラスの説明が必要なのだと思います。市とどこが一緒と言わっても、なかなかイメージが難しいところもあるので、もう少しだけ何かここにまとめみたいなものがあると、その地区の特性というものがわかりやすくなるのではないかなと思います。

多くなってしまいましたが、いかがでしょう。

〔事務局〕

ありがとうございます。

最初に、方針を定めていくにあたって、より具体的な、ある程度固

有名称なんかを使ってというイメージかと思うのですが、そういった内容を書いてもいいのではないかというご意見、こちらについては、地域別構想になってくるのかなと思うのですが、より具体的な方針を書く際には、そういったところも検討しながら進めていきます。

続きまして、産業立地に関するところと地域資源を絡めること、産業というのは産業団地だけではないというご意見ですが、そのように思いますので、今後この辺りも、より検討を進めていく際にそういったところも考慮しながら進めていきたいと思います。産業団地の話だけでなく、全てのものが少しずつ絡むこともあるかと思いますので、子育てですか、情報発信もそういったものの一つかと思います。そういうところもより具体的に書くようにさせて頂きたいと思います。

人口推計に関してですが、おっしゃっていただいたとおり、地区毎の特性、その地区が一体どんな地区なのか、というところが今日の報告では見えてこなかつたかと思います。地域別構想を説明する際には、その地域毎の特色といったところもより詳しくご説明、ご報告させていただきながら、内容を報告させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔事務局〕

すみません、少し補足です。

こちらの見直しの重点ポイント、こちらにつきましては、アンケート調査ですか現況調査をした中で、こういう風に見出し的に挙げさせていただいている内容になります。

会長がおっしゃられた個別具体のことにつきましては、これから、これらを含めて検討を進めていく、その分野別の構想、公共交通のことであったり、道路のことであったり、景観形成のことであったりというところでまとめていくことになりますので、その辺りで、今、おっしゃっていただいたポイントとなるものが入ってくるような形にはなっていくと考えておりますので、よろしくお願いします。

〔会長〕

ありがとうございます。

ただ、市民アンケートの調査結果と並べて書くのであれば、子育てなど、その辺りは、キーワードとして入っていても良いのではないかと思います。

よろしくお願ひいたします。

インデックス資料丸 6、三木市土地利用基本計画の見直しについて恐れ入りますが座って説明させていただき、その後、事前にいただきましたご意見・ご質問について、回答させていただきます。

この度は、三木市土地利用基本計画(素案)が完成しましたので、内容を抜粋して概要を説明させていただきます。素案全体につきましては、参考資料丸 1 として添付しておりますのでそちらをご覧ください。

資料 1 ページです。前のスクリーンにも映しますので、見えやすい方でご覧ください。

三木市土地利用基本計画とは、市街化調整区域における地域の将来像を住民や地権者が共有し、まちづくりを進めていくための計画となります。

秩序ある土地利用を実現するために、土地利用を 5 つのまとまった区域に分類し、保全区域、森林区域、農業区域をまもる区域、集落区域、特定区域をつくる区域としてゾーニングを行うことで基本的な土地利用の方針を示します。

そのなかでも、つくる区域に分類される集落区域、特定区域では、市街化調整区域の地区計画制度や特別指定区域制度活用時の方針となります。

資料 2 ページです。

計画改定の背景と目的についてです。

本市では、平成 25 年に三木市土地利用基本計画を策定しました。それに基づき、特別指定区域制度の「地縁者の住宅区域」を活用したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、市街化調整区域では、依然として人口減少が顕著であり、地域の活力低下やコミュニティの維持が課題となっています。

一方、東播磨南北道路の全線開通や、仮称三木スマートインターチェンジの設置により、さらなるアクセス向上が見込まれる中、産業立地ニーズへの柔軟な対応も求められています。

また、土地の既得権等による開発行為により、宅地と農地が混在することによる土地利用の混乱もみられます。

このような状況を踏まえ、地域の実情に合った市街化調整区域の土地利用方針を明確にするとともに、今後の適正な土地利用の誘導方針を示すことを目的として改定します。

資料 3 ページです。

三木市土地利用基本計画の構成です。先程説明しました計画改定の

背景と目的は序章に記載があります。以降、この順に説明します。

資料 4 ページです。

計画の対象区域・計画期間についてです。

対象区域は、東播都市計画区域の市街化調整区域です。

計画期間については、先程説明させていただいた、三木市都市計画マスタープランの下位計画であるため、三木市都市計画マスタープランと併せて令和 18 年度までを目標年次としています。

資料 5 ページです。

素案第 1 章の内容になります。

三木市の現状について、計画改定の背景で説明しました人口減少、産業立地、農との調和について説明します。

まず、人口減少について、三木市全域では、平成 22 年から令和 2 年にかけて 7.1% 減少したことに比べ、市街化調整区域では、15.3% 減少しており、減少率が 8.2% 高くなっています。

資料 6 ページは、産業立地についてです。

製造業の事業所数と従業者数は、令和 2 年から令和 5 年にかけていずれも増加傾向にあります。

資料 7 ページは、農との調和についてです。

農業振興地域及び農用地区域の図と農地転用状況をお示ししています。

市街化調整区域内の農業振興地域は、約 2,500ha、農用地区域は、約 1,200ha、市街化調整区域の面積が 6,188ha なので、約 20% が農用地になっています。

市街化調整区域における農地転用状況をみると、どの地区においても用途別の件数は、「その他の用途」への転用が一番多く、資材置き場や太陽光発電設備設置場所などへ転用されています。

資料 8 ページです。素案第 1 章の住民意向の内容になります。

令和 6 年 8 月から令和 7 年 12 月までの間に、市街化調整区域を有する自治会と意見交換会を行い土地利用に関する意向を把握しました、その際に出た主な意見について紹介します。

新たな居住者のための住宅を望む意見が見られる一方で、新たな居住者が自治会活動に参加してくれるのか、コミュニケーションが取れる人なのか不安であるといった意見も多くありました。

また、幹線道路沿いや耕作放棄地などは土地利用の規制緩和を求める意見がありました。

資料 9 ページです。

都市計画マスタープランの見直しにあたり実施した市民アンケートにおいて、市街化調整区域に居住する方の望むまちづくり等に関する意向を調査しました。

土地利用上の課題については、「手入れの行われていない自然環境が増えている」「担い手のない耕作放棄地が増えている」「空き家や空き地が増えている」といった回答が多く、居住地区に必要と思う施設については、「日常生活に必要な店舗・サービス施設」が最も多く、居住地区のまちづくりの方向性について、三木・別所・志染地区では「自然豊かで、住宅や農地が共存した落ち着いた生活のできるまち」、三木南地区では「公共施設や医療施設などが充実した安心なまち」が最も多くなっています。定住意向については、「これからも今の地区で暮らし続けたい」が最も多くなっていました。

資料 10 ページです。素案第 1 章市街化調整区域における現状と課題の内容になります。

市街化調整区域における現状を把握し、課題を 5 つにまとめました。

1 つ目として、既存集落の活力を維持するため、集落のまとまりを確保しつつ、優良農地への影響を抑えることを基本に、市街化調整区域の性格を維持しながら、計画的に土地利用を誘導していく必要があります。

2 つ目として、産業立地ニーズへの柔軟な対応をするため、既存工場の円滑な増改築の支援とあわせて、自動車専用道路のインターチェンジ周辺やインターチェンジに直結する幹線道路沿線において、優れた道路網を活かした産業立地を計画的に誘導する必要があります。

3 つ目として、農地の保全をするために、集約化等による農地の保全を図りつつ、適正な土地利用の誘導を進める必要があります。

4 つ目として、緑豊かな地域環境の保全と活用をするため、緑豊かな地域環境を維持し、地域資源としてのさらなる活用を図ることが求められています。

5 つ目として、災害リスクへの対応のため、森林の防災機能などが十分に発揮できるよう森林の保全を図ると共に、災害による被害を回避するため、住宅の立地を誘導する際には災害リスクを考慮することが求められています。

資料 11 ページです。素案第 2 章の内容になります。

土地利用の基本方針についてです。

市街化調整区域における秩序ある土地利用を促進するため、自然や農林業の資源をまもり活用する「まもる区域」と建物をつくり集落環境等を整備する「つくる区域」の明確化を図り、「集落環境の維持・保全」「地域の活

性化につながる計画的な土地利用の誘導」「土地利用区分を明確にすることによる優良農地や田園風景の保全・活用」「災害リスクの低減」といった基本方針に基づき、特別指定区域制度の活用等を検討しますが特別指定区域制度等の指定については、ただちに行うものではなく、計画的かつ適正な土地利用の誘導が必要になった際に再度、地域とも相談のうえ指定します。

資料 12 ページです。素案第 3 章の内容になります。

土地利用区分の設定についてです。

本計画に定める区域は、保全区域、森林区域、農業区域、集落区域、特定区域の 5 つの区分とし、先程の土地利用の基本方針に基づき誘導方針や設定基準を定めます。

表にある土地利用区分の色が、次に出てきます土地利用計図の色になっています。

このページに示しています 3 つの区域は全て、まもる区域となっており、良好な自然環境、森林としての地域環境、農業の振興を図る区域に区分し、誘導方針や設定基準を定めています。

資料 13 ページです。

このページに示す区域はつくる区域となっており、良好な集落環境を守りつつ、生活の利便性、快適性を得るために必要な施設の立地を誘導する集落区域、地域の活性化に資する一定の開発を計画的かつ適正に誘導する事業系の特定区域、公共公益施設等の整備を図る公共公益系の特定区域に区分し、誘導方針や設定基準を定めています。

資料 14 ページです。素案第 4 章の内容になります。

現行計画の土地利用計画図になります。

資料 15 ページ、この度、見直しを行った土地利用計画図になります。

変更されない部分について、トーンを落とし薄くし、見直されたところが凡例通りの色になっています。

本市の成り立ちをはじめ、地域特性、都市の構造やコミュニティの繋がりなどを踏まえて、小学校区ごとに現況と課題を整理し見直しを行いました。

資料 16 ページは、三木小学校区です。

地区中央に美嚢川が流れ、地区の南側は市街化区域になっています。

主要地方道加古川三田線や三木三田線、県道三木環状線沿いに集落が形成され、その周辺には優良農地が広がっています。

この度の見直しでは、既存集落の活力を維持するため、集落に介在す

る小規模な未整備農地等を集落区域に変更しました。また、既に事業所が立地する区域や、農産物の加工場や販売所の誘致を見込み、特定区域へ変更しました。

資料 17 ページは、平田小学校区です。

平田小学校区は、地区の南東側が市街化区域となっています。北側の山地部には山陽自動車道が通り、三木小野インターチェンジ周辺の正法寺三木停車場線沿道には既に工場や事業所が多く立地しています。また、仮称三木スマートインターチェンジの設置が予定されており、産業立地ニーズの高まりが予想されています。

これらの優れた道路網を活かした産業立地を適切に誘導する必要があることから、幹線道路沿いを特定区域に変更し、土地利用を進めます。また、既存集落の活力を維持するため、集落に介在する小規模な未整備農地等を集落区域に変更しました。

資料 18 ページは、広野小学校区です。

広野小学校区は、地区の北東側が市街化区域となっています。主要地方道神戸三木線や県道三木環状線、国道 175 号など、優れた道路網を活かして既に立地している工場や事業所等の操業環境を維持するため、また、道路交通の円滑化や周辺住民の利便性を図るため、特定区域に変更しました。また、他地区と同様に、既存集落の活力を維持するため、集落に介在する小規模な未整備農地等を集落区域に変更しました。

資料 19・20 ページは、別所小学校区です。

別所小学校区は、美嚢川周辺に優良農地が広がっており、主要地方道加古川三田線南側に集落や住宅地が形成されている他、一部地域では地場産業の事業所の立地も多くみられます。また、東播磨南北道路の全線開通により、産業立地ニーズが高まる可能性があることから、そのような需要に柔軟に対応していくため、特定区域に変更しました。また、他地区と同様に、既存集落の活力を維持するため、集落に介在する小規模な未整備農地等を集落区域に変更しました。

資料 21・22 ページは、志染小学校区です。

志染小学校区は、地区中央を流れる志染川沿いの平野部に優良農地が広がり、主要地方道三木三田線や神戸加東線沿いを中心に集落が点在されています。この地区も他地区と同様に、既存集落の活力を維持するため、集落に介在する小規模な未整備農地等を集落区域に変更しました。また、既に事業所が立地する区域を特定区域にしました。

資料 23 ページです。

今後のスケジュールになります。

当審議会でいただいたご意見を反映させていただいた素案にて2月中旬よりパブリックコメントを実施させていただきます。

年度が替わって令和8年度の6月頃に案の縦覧を行ったのち、7月の当審議会で諮詢させていただく予定です。

以上が、三木市土地利用基本計画の見直しについての説明になります。

では、事前にいただきましたご意見・ご質問について、回答させていただきます。

参考資料丸1「三木市土地利用基本計画」についてです。

1ページ、1)計画改定の背景と目的、6行目、「厳しい建築制限により人口が減少し、」とあるが、人口減少の主因は、平成12年当時既に進んでいた少子化に加え、進学、その後の就職を通じ、より魅力的な仕事・就職先を求め、あるいは価値観、ライフスタイルの変化などにより、多くの若者が大都市、あるいは周辺新興住宅地に流出したことによるものではないかと思われる。建築制限が全く影響なしとは言わないが、平成25年時点の分析にしろ、建築制限を人口減少の原因に直結させるような表現は適切と言えないのではないか。7行目の、「土地の既得権等による開発行為により、宅地と農地が混在するなど土地利用の混乱が生じている地域がある」のうち「既得権等」が何を指すのか不明であり、否定的と受け取られかねない表現である。とのご指摘を受けましたので、「厳しい建築制限が一因となり人口減少や地域活力の低下がさらに深刻化する恐れがある地域や、既存宅地制度や農地転用による一定の開発・建築行為が行われてきたことにより宅地と農地が混在するなど土地利用の混乱が生じている地域がみられる。」に変更させていただきます。

13行目、「市街化調整区域では、依然として人口減少が顕著であり、」とあるが、人口減少は他の区域でも続いていることから、三木市全体の減少率あるいは市街化区域の減少率に比べて、減少が顕著という記述にした方が、本計画の目的に沿ってより分かりやすいのではないか。とのご指摘を受けましたので、「三木市全体の減少に比べて市街化調整区域では、依然として人口減少が顕著であり、」といった表現に変更させていただきます。

2ページ 2)計画の役割について、になります。

2行目の「土地利用規制の弱い地域等」、4行目の「5つの土地利用区分」は初出で分かりにくいため、注や\*で、「第1章 4)土地利用規制が弱い地域等参照」「第3章 土地利用区分の設定参照」といった注記をすることにより、はじめて読む人にも分かりやすくなるのではないか。特別指定区

域は1ページに出てくるが、1ページ10行目の表現を、「一部制限を緩和する「特別指定区域制度」と少し補足する文言が追加可能であれば理解しやすいのではないか。とのご意見をいただきましたので、注記を追加するとともに、10行目の「特別指定区域制度」を「一部制限を緩和する特別指定区域制度」に変更させていただきます。

3ページ 5)計画の位置づけについて。

個別規制法として6本の法律が限定列挙されているが、60ページでは、県の条例による規制も示されている。法律に限定するか、条例を含めるため「他」「等」と幅を持たせた形にするか、7ページの個別規制法の指定状況と併せ整理をした方がよいのではないか。とのご指摘を受けましたが、3ページの計画の位置づけ及び7ページの個別規制法の指摘状況につきましては、法律を整理しており、60ページの土地利用規制状況は、少し掘り下げた分類にするため条例も記載しておりますので、このままにさせていただきたいと思います。

20ページ、(4)人口についてです。

3行目の「1964年の住宅開発」について「1964年からの住宅開発」の方が適切ではないか。とのご指摘を受けましたので、ご指摘の通り変更させていただきます。

29ページ、丸2工業(製造業)について。

令和2年までは減少傾向であった各数値が、コロナ禍にも関わらず、その後増加に転じた理由は何か。何らかの政策的な支援と関係しているのか。とのご意見をいただきましたが、政策的な支援は、コロナ以前から行っているため増加の理由ではなく、出典となる調査が変更になり、令和4年以降の調査対象には4人以下の事業所が含まれており、大幅な増になっていることがわかったため、増加率の記載については、削除させていただきます。なお、調査対象が同じ令和2年から令和3年や令和4年から令和5年を比較すると、事業所数、従業員数、製造出荷額は増加しており、増加傾向にあることに変わりありません。

33ページ、鉄道、バスの乗降者数のグラフについて、こちらの図は、年間の乗降者数で、棒グラフの数字も千人単位であるため、正しく修正します。

68ページ、第2章、土地利用の基本方針についてです。

頭書き部分に、「まもる区域」と「つくる区域」の明確化を図るとあるが、考え方・基本方針の記述のみで、資料丸61ページの分類表のような仕分けは示されておらず、どこが「まもる区域」か「つくる区域」か分かりにくいのではないか。2ページの「特別指定区域は、集落区域か特定区域のいず

れかに定めることを基本とする。」との記述を具体的に示す観点からも、第2章あるいは第3章の表を活用し、より理解しやすい形で示す方がよいのではないか。とのご指摘を受けましたので、第3章の表に「まもる区域」「つくる区域」を追加し理解していただきやすいように変更させていただきます。

以上で、事前に頂いたご意見、ご質問への回答を終わります。

### 11.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

#### 〔委員〕

従来の土地利用計画と一番大きく変わるところは、特定区域の事業所系が随分多くなっているところかなと思ったのですが、それでよいですか。集落区域も少し隙間を埋めているところもありますが、そういう理解でよいですか。

#### 〔事務局〕

そうです。平成25年当時から、既に見直しまでに事業所になっているところ等も含め、新たな土地利用を望まれるところもありますので、特定区域の青色が増えています。

#### 〔委員〕

既存の事業所があつて拡張意欲があるというところを、細かく調査をしていただいて、こういう場所ごとに色塗りをしていただいたのだと思います。ただ少し心配なのは、全体として調整区域の土地利用を進めているう、特に産業を持ってくるというのはすごく重要なので、そういう方針自体はすごく良いと思うのですが、一方で、例えば今まで道路から非常に綺麗な農地や山並みが見えていたところに、いきなり新しい建物が建つと、景観的には悪化するということは十分考えられると思うのです。基本計画案の69ページにどう書いてあるのかとみていくと、特定区域事業所系のところ、右の誘導方針のところで、周辺の営農環境、生活環境、田園環境との調整が図られ、また、地域の活性化に資するものは、と書いています。それで全くいいと思うのですけれど、恐らくこの書き方だけだと、景観規定とかまでは、三木市では、制度自体を持っていないですよね。なので、せっかくのいいところに、急にこんな変な建物がなぜ建つのか、といったことが起りかねない。それを少し抑える仕組みみたいなものは、ぜひこの方針のところに、どこかに盛り込んでいただけないのかなと思います。事業所系だけでなく、公共公益系でもそうですし、本当は住宅もあると思いますが、住宅は個々に規模が小さいので、そんなに大きな影

響はないし、数も出てくると思うので難しいと思うのですが、事業所系は、そんなに数が出てくるわけでもないだろうと思うので、例えば、周辺の集落や農地、自然環境に配慮した、景観と調和したものとする。具体的には、例えば、沿道からの見え方に配慮してボリュームを、あるいは色彩などまでコントロールするぐらいのことが入ればいいなと思います。これは別に無理に抑えるのではなくて、建てる方側から言うと、そこまで気が回らないで、悪意なく変なものが建ってしまうということもあると思うので、一回そういうフィルターがあるのだということを意識されるだけでも、だいぶ違うと思います。

それから、恐らく地域の企業の方が実際、こういうことをされる場合が多いと思うので、地域の方に嫌われたら、企業としてもまずいので、ちゃんと周りの方々のコンセンサスを取っていって、むしろ良い建物ができたなということで喜んでもらえるようなものをつくりたいという意向を持っておられる方も多いだろうと思います。もちろん外から入ってこられる方、大きな企業であっても、昨今のブランディング戦略等からすると、環境配慮的なことは必須になっているので、受け入れられると思うので。そういうことを指定しようとすると、ここでの誘導方針あたりに、もう少し具体的に厳しく、景観との調和、のようなことを書いていただいたらどうかと思います。そうすると、そこをクリアしないと許可が得られないのだなということを、あらかじめわかつたら、計画の非常に早い段階でこういうことも、考えながらやっていただけるのではないかと思いました。いかがでしょう。

#### [事務局]

今いただきました意見、つくる区域等で指定する特定区域について、景観等ということなのですけれども、特別指定区域を指定する際に、建物の容積率であったり、建蔽率であったりというところは指定させていただき、また、色彩等も、他市の事例を見ますと、指定されているところもありますので、そういったところも地域の方と協議させていただきながら、検討させていただきたいなと思っています。

#### [委員]

はい、ぜひお願ひしたいと思います。

今、特別指定区域を指定するときは、という話だったのですが、それは、もう予定があるのですか。今回、特定区域までですよね、土地利用計画は。その後に、何らかのそういった事業所系の指定をしていくように働きかけていくという想定なのですか。

#### [事務局]

はい。

今回の塗り替えについて、つくる区域については、特別指定区域を見据えた形での塗り替えいうところが多くなっております。

〔委員〕

そうなのですね。てっきり、集落の方は既に地縁者が指定されているので、これがあったらそれが拡張するという流れになってくるのだろうと思ったのですが、事業所系の特定区域もそうされるつもりなんですね。

かなり近い将来ですか。

〔事務局〕

そうです。地区との協議の進め方にもよりますが、そういう形で進めさせていただけたらなと思っております。

〔委員〕

具体的には、それは名前でいうと、工場等誘導区域などになるのですか。

〔事務局〕

特別指定区域のメニューについては工場等誘導区域ですか、沿道施設集約誘導等区域、特定区域、青色で定めることができるものについて定めていくというところになっておりますが、まだ具体的に話が進んでいるわけではございません。

〔委員〕

わかりました。それぞれの特別指定区域の指定の時に、できたら具体的に守らないといけない景観基準まで入ってほしいなと思いました。

それから、集落区域の方は、地縁者の住宅で、今はそれだけでしたか。

〔事務局〕

はい。現行の計画では、地縁者の住宅区域のみとなっております。

〔委員〕

これは、現行の県の条例では、地域活力再生等区域になっていると思いますから、その中に小規模事業所なども含められると思うのですが、これはどうされる予定ですか。もう少し、地縁者以外のものも建てができるような指定の仕方に変わっていくのか、地縁者のままでですよ、ということなのか、先程の方針でいくと新規の方も入ってくるようなことが書いてあったかと思うのですが、変わるのでですか。

〔事務局〕

そちらについても、黄色の集落区域になったところで新たに地縁者のみを望まれている地区であれば、新たに地縁者住宅を張るという形と、新規の方を望まれるということであれば、新規の方まで、また小さな事業所等も緩和したいということであれば、小さな事業所までを緩和するといった形で地域活力再生等区域の中で内容を絞っていく形となります。

〔委員〕

ということは、今、土地利用計画図に書かれている黄色い集落区域というのは、その全部が、地域活力再生等区域になると、その中で地域の事情によって細かく地縁者だけ認めましょうとか、新規も認めましょうということを、中でさらに指定されていくということですね。

〔事務局〕

地区によっては、塗り替えだけで特別指定区域を望まれない、地縁者も望まれない地区もありますので、集落区域全てが特別指定区域の対象となるわけではございません。

また、新規等に関しては、集落区域全てが区域に指定できるわけではなく、ライフライン、道、建築基準法上の接道条件であったり、下水、上水等が通っている、というような諸条件であったり、また地区の人口が大幅に増えるようなことは、この計画ではできないため、地区に合った規模で指定ができるということになっています。

〔委員〕

はい、ありがとうございます。

ぜひ丁寧な指定を今後もしていく方向で考えて頂ければと思います。

## 11.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

今回、事業所系の特定区域のうち遊休農地を中心に、既存である事業所系の特定区域を補完するような、埋めるような形で地域を広げるということを今計画されていると思うのですが、それをしてことによって、既存の集落区域と事業所系の特定区域が隣接する場所がいくつか出てくるのですけれども、実際その計画が本格的に始動するときは、住まわれている方が一番気にされるところは公害、生活環境に影響してくるのかというところなのかなと思いますので、その丁寧な説明や、事業所への呼びかけをしっかりとしていただきたいなと思います。

す。

〔事務局〕

はい。その質問に関しましても、先ほど説明させていただいたとおり、特別指定区域制度を活用して、事業所が建つことになりますので、そういったことを条件として、隣地から何メートル離れるということでしたり、工場の用途に関しても、地区の方と協議をさせていただき、どういったものにするのかと定めていきますので、そういったことがないよう、こちらも策定を進めていきたいと思います。

### 11.3 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

資料の 14 ページ、15 ページで、現行計画と見直し後の資料を付けていただいているのですが、私には、どこが変わっているのかすごく見にくいためと思っていまして。白地図でどこが変更になったのかという資料の方が見やすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔事務局〕

資料として、今、A4 サイズになっておりますので、少し見にくくなっていますが、また、この計画をパブリックコメント等で地区に開示する際には、A0 等で大きくさせていただき、また地区等分割させてもらった大きい図面で開示させていただきますので、そちらでもう少し見えやすくなると思います。

〔委員〕

地区ごとではその方が良いかと思うのですけれども、全体の地図は、どこを見比べてもどこが違うのかという感じなのです。

ですので、そこはどこが変わったのかということが一番知りたいところだと思うのですが、それがわかりづらいかなと思いますので、また工夫していただければと思います。

〔会長〕

変わったところだけ具体的に示すとか囲うとか、何かそういった形で、ぱっと見たときに分かるような形にされた方が、恐らくパブリックコメントでも、大きい地図にしたところで、広げて見たときにどこが変わっているのかわからないと、コメントしようがないということもありますし、要はどこがどう色が変わったのかということが具体に分かると、その判断がしやすいと思いますので、少しお手数をおかけしますけれども、これからパブリックコメントということなので、ご意見をいただくためにも、

その辺りは修正して頂ければと思います。

〔委員〕

今の件ですけれども、私はこう理解したのですが、特定区域、事業所系で青い色になっていますが、濃い青と薄い青があつたので、薄い青が従来からのところで、濃い青が追加指定したのかなと思っていましたが、それで合っていますか。

〔事務局〕

はい。

〔委員〕

そういうことを書いて頂いたら良いと思います。

#### 11.4 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

従来、集落区域であったところが特定区域事業所系に変わっているところもあるのですね。そういうところは、何故だろうと思いませんか、全部ではなく、例えばこういうことです、というものを 1 つ今説明して頂けたら。

〔事務局〕

はい、広野小学校区の真ん中、三木南交流センターの北側の部分、青く塗ってある部分が元は黄色で、集落区域であったのですが、現状、集落区域としての使用がされておらず、特定区域としての利用がされており、地区の方も、住宅等ではなくて、事業所等や沿道であるので、お店等が来てくれたら良いのではないかというような利用を望まれていますので、集落区域から、青の特定区域に変更させていただいております。

〔委員〕

前回は集落区域になつていて、何か事業が変わったということですか。

〔事務局〕

現行の土地利用計画図につきましては、現況抑えが基本となっていました。地区が今後どのようなことを望まれるかというものではなくて、現況、人が住んでいれば黄色、事業所があれば青というような形になっておりました。

この度、地区に入りましてご意見を聞きましたところ、ある地区では、一団の集落から離れた幹線道路沿いは、点々と家はあります、幹線道路なので、商業系ですか、工場というものが建つようにする方

が望ましいのではないかというご意見をいただきましたので、大きく事業所等ができるようなところについては、青色に変更をしました。

〔委員〕

最初の指定は、点々と黄色があつて、集落区域になっていたと。集落区域が拡大というか周りもそうしようとなっていたのだと思うのですが、住んでいる方も納得されたのではないかと思うので、それが今度、急に工場が周りに建ちだしたという話になるような、そういうたところの合意形成はできているのですか。

〔事務局〕

地区に入させていただいたご意見として、なっております。

実際に住まわれている方 1 人 1 人のご意見というのはいたでおりませんので、これから、特別指定区域制度を活用するときにつきましては、住んでいる方のご意見も実際にお聞きした上で、お隣に、このようなものであればいいよ、というようなものもあると思いますので、このような細かい聞き取りをした上で指定は必要かと思いますが、実は元々事業所が立ち並んだ真ん中に点々と家があったという形態ですので、今と大きく変わるということはございません。

〔委員〕

それは当初の集落指定が誤りだった、というふうに聞こえるのですけれど、そういうことでしょうか。

〔事務局〕

それも一理あるかとは思いますし、その後 10 年以上経っておりますので、その間に建ったものというのもございます。

〔委員〕

わかりました。ただ少し聞いていて変な感じがやはりしますので、その辺りをすごく丁寧に抑えていただけた方が良いかなと思います。

## 11.5 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔委員〕

事前に質問を出していて、今日の何が変更点かわからないという質問を出していきましたけれども、今日の説明で、色が薄いところは従前からで、濃いところが変更していたということがわかったのですけれども、例えば 17 ページに高等学校というものがあるのですけれど、これは三木高校だと思うのですが、これは赤い色が薄くなっているのですけれども、これもずっと以前から平成 25 年以前からあるのですけれども、今回濃い青にしたところも、例えば、既に事業所が立地してい

るところは青にしました、ということであれば、新たな変更という受け止めもなかなかしにくいのですが、その辺りが、もう少しわかりやすいように、同じ要望になりますけれども、特にパブリックコメントの場合は文書になりますので、少し詳しく書かないと、なかなか意図が通じないのではないかなど思います。今回の資料では、全くわからなかつたです。

## 11.6 審議会委員質問と事務局の回答概要

[会長]

参考資料の 1 ページ目に背景、目的とあるのですけれども、先ほどのご意見でもありましたが、建築制限等だけで人口減少したわけでもないですし、また市街化調整区域を作ってきたことで自然な農村地域の景観が保たれてきたということは、恐らく一定の効果はあったと思います。アンケート等でも三木の自然が良いから、それを求めて移住してきたというご意見もあるということは、やはり忘れてはいけないとだと思います。「つくる」という言葉が、どんどん開発していくということだと思われないように、市街化調整区域の良さを生かした形で良好な景観をどう維持していくか、農村風景をどうするか。集落についても、今の話でもありましたけれど、古くからの農村地域が維持されている集落と、新しく建っている集落は恐らく意味合いが違うと思いますので、その辺りもうまく区分できるような形で、今後どういう景観を維持していくかというところの視点を、例えば最初のところに少し文言として加える中で、「つくる」というとどうしても開発に繋がりそうな気がしますので、その「つくる」という文言自体も、見直しをかけた方が良いかもというところは、次回も継続させてください。

## 12 説明事項(東播都市計画ごみ焼却場の変更について)

東播都市計画ごみ焼却場の変更について説明します。

今回、施設の概要につきましては、令和 4 年度から随時説明をしてきたものでございますが、委員の皆様の中には、変わられた方もいらっしゃいますので、改めてお示しさせていただきたいと思います。

なお、事前に質問を何点かいただいたおりますが、そちらの回答は資料の説明と合わせてさせて頂きます。

現行稼働しておりますごみ焼却施設が古くなっており、その更新が迫っております。

6 ページ、左の図が現在の清掃センターの配置図、右側、赤色で囲つてあるのが、変更後の配置計画図案となります、青色で囲っている線の左側、西側に用地を確保して新たな施設を整備しようとしているところでございます。

右の配置計画案というのは、我々の方で検討した計画図案でございまして、今後、事業者選定の中で、この施設をここに配置したら効率的、または経済的だろうというところの提案が出てきますので、あくまで案としてお示しさせていただいているところではございますが、単に焼却施設だけではなくて、メタン発酵施設、いわゆるメタンガスをエネルギーとして回収する施設ですとか、リサイクルヤード等リサイクルを推進していく施設を整備します。また、開発行為を行いますので、雨水排水に係る調整池も南側に整備する必要がございます。

次に 2 ページに戻らせていただきまして、拡大してある計画図をご確認いただければと思うのですが、青く囲ってある部分が現行の都市計画区域になります。こちらが約 3.5 ヘクタールというところですが、先ほど申し上げましたとおり、西側に区域を確保して、西側の部分を追加して約 6.6 ヘクタールの区域で事業を行うため、都市計画変更を進めているところでございます。

7 ページをお願いいたします。赤字のところが、今日の都市計画審議会ではございますが、これが終わりましたら、3 月頃に住民説明会を実施する予定でございます。

そこから、県等と協議等を進めていき、来年の市の都市計画審議会の方で、正式に委員の皆様に変更の内容についてご審議いただくような運びになろうかと思いますので、またよろしくお願いいたします。

施設としては令和 14 年度の供用開始を予定してございます。

説明は以上です。

## 12.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

### [委員]

災害時のそういう施設を作っていたいのには本当にいいことだと思います。自治会の方も、何年か前に災害廃棄物置場について市の方から説明いただき、その場所でお会いさせていただきました。やはり万が一の場合、住民の生活に影響がないようにぜひ作っていただきたいと思います。ありがとうございます。

### [事務局]

後押しいただきまして、ありがとうございます。

## 12.2 審議会委員質問と事務局の回答概要

〔会長〕

今から住民説明会等あると伺ったのですけれど、6 ページの配置図が、おそらく右の図が少し下にずれているか、縮尺が少しずれていると思うので、図の縮尺と位置を合わせていただくと見やすく、わかりやすいので、修正をお願いできればと思います。

〔事務局〕

承知しました。

## 13 説明事項(東播都市計画下水道の変更について)

よろしくお願ひします。

東播都市計画下水道の変更案について、次の都市計画審議会の議案提案に先立ちまして、今回、概略を説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

はじめに、本市の下水道について簡単に説明いたします。

資料丸 8 の 2 ページをご覧ください。

本市の下水道は、「汚水」と「雨水」を別々に流す「分流式下水道」です。

「汚水」は下水処理場できれいな水に処理され、「雨水」は道路側溝から河川へ放流されています。

「汚水」につきましては、加古川流域浄化センターで汚水処理をする加古川流域関連公共下水道と、吉川浄化センターで汚水処理をする単独公共下水道の 2 つの公共下水道があり、都市計画上は、それぞれ「東播都市計画」と「吉川都市計画」に都市施設として下水道を定めております。

資料丸 8 の 1 ページをご覧ください。

変更の概要は、東播都市計画下水道の排水区域を変更するものです。

変更の主な理由は、先ほど「ごみ焼却場の東播都市計画の変更」について環境政策課から説明がありましたが、その事業敷地のうち区域拡大される部分については、現在下水道計画区域に入っておりませんので、この区域について編入を行うものです。

もう 1 点は、個々の面積としては小さなものになりますが、区域外流入箇所の編入になります。

下水道事業について、管路の新設工事が全盛期であった平成の前半ごろまでは、その性質上、下流から上流へ、計画と整備を繰り返し、区域を拡大してきました。現在は、下水道管路の新規整備がほぼ終了し、老朽化対策や維持管理が主な事業となっております。今後大きな区域拡大の予定はありませんので、元々の計画と整備済み管渠の相違点を見直す良い時期と捉え、今回、変更を行いたいと考えております。

それでは、具体的な変更内容の説明をさせていただきます。

まず、汚水の変更内容についてご説明します。

資料の3ページをご覧ください。

丸40が今回新たに追加となる「ごみ処理場の拡大区域」です。

公共下水道計画区域外であるため、このたび区域に編入するものです。

丸1から丸38および丸41から丸43が、下水道整備済みの区域外流入箇所となっており、加古川流域公共下水道、上流処理区の全体計画との整合を図るために追加するものです。

これらの区域外流入箇所については、下水道事業計画に位置付けをしなければ、今後、老朽化対策や維持管理を実施する際に支障をきたすため、下水道事業全体計画と現状の整合を図る必要があります。その前段として、このたび都市計画決定の変更を行うものです。

丸39は、過去の市街化区域の線引き見直しにより市街化区域に編入された区域を追加するものです。

これらの変更により汚水は約41.3haの排水区域の増加となります。

続きまして、雨水の変更内容についてご説明します。

4ページの資料をご覧ください。

本市の雨水整備は、市街化区域を主体に行ってきており、現在では、事後保全が主な事業となっております。

しかし、近年の気象変動により、ゲリラ豪雨等による浸水被害のリスクが増大し、雨水整備を推進する機運が高まってきていることから、今後は予防保全に転換していく必要があり、このたび過去の市街化区域の線引き見直しにより市街化区域に編入された区域を追加するものです。

この変更により雨水は約11.1haの排水区域の増加となります。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、ごみ処理場の手続きと並行して進め、次回の当審議会におきまして、審議いただく予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上となります。

### 13.1 審議会委員質問と事務局の回答概要

[会長]

次回、また説明があるということ良いでしょか。

[事務局]

はい、もう一度説明します。

[会長]

できましたら、丸 39 番、丸 40 番というところは少し種類が違いますので、わかりやすくなると良いかなと思いました。図がわかりにくかったので、図柄や数字がわかりやすくなると良いかなと思いました。

[事務局]

わかりました。

#### 14 説明事項(今後のスケジュールについて)

今後のスケジュール、いつもは、全てのスケジュールをもう一度おさらいさせていただいておりますが、時間も押していますし、全て個々で説明をしておりますので、今回は省略いたします。

#### 15 あいさつ 合田副市長

#### 16 閉会